

(資料) デジタルカメラ等の取扱いに係る申し合わせ事項について

平田村教育委員会

教育委員会では、平田村教育情報セキュリティポリシー内、3. 2. 情報資産の管理等で記録媒体の利用についてで記載のとおり、ウイルス対策や情報漏えい防止対策としてUSBメモリ等の記録媒体の利用を制限しているが、授業や学校行事等で頻繁に利用するデジタルカメラ、ボイスレコーダー、デジタルビデオカメラ等にも電磁的記録媒体が使用されており、当該機器で記録出来る以外の情報を記録することが可能である。

そこで、教育情報セキュリティポリシーを補完するものとして、教職員等の中でデジタルカメラ等の利用に関して以下の件を共有することとする。

1 デジタルカメラ等の管理

- (1) 教育情報セキュリティ管理者は、所属におけるデジタルカメラ、ボイスレコーダ、デジタルビデオカメラ等記録装置に情報を保存することが可能であり、又はパソコン等の情報機器に接続して情報を入出力することが可能である機器（以下「デジタルカメラ等」という。）の管理について指導及び調整を行うものとする。
- (2) 教育情報セキュリティ管理者は、所属における全てのデジタルカメラ等の管理番号、種別等管理に要する事項を整理するとともに、教職員等に当該デジタルカメラ等を適正に使用、管理させるものとする。

2 デジタルカメラ等の使用

- (1) デジタルカメラ等を使用する場合は、撮影前に機器の記録媒体に情報が入っていないことを確認しなければならない。もしデータが残っていた場合は、消去または初期化の後に使用のこと。
- (2) 教育情報セキュリティ管理者（校長）が個別に認めた端末等を除き、デジタルカメラ等を校務端末以外の端末に接続してはならない。
- (3) 別に定める場合を除き、デジタルカメラ等の記録装置に当該機器を使用して記録した以外の情報を保存してはならない。
- (4) デジタルカメラ等を情報セキュリティ管理者が認める機器以外のものに接続した場合は、当該デジタルカメラ等に不正プログラムが記録されていないことを確認しなければならない。（ソフトウェアによるスキャン及び作業後の初期化を推奨）

第9 機器等の点検

- 1 教育情報セキュリティ管理者は、デジタルカメラ等の管理状況について、毎月1回以上点検を行い、併せて記録媒体の初期化を行うこと。
- 2 教育情報セキュリティ管理者は、職員が使用した機器及びデジタルカメラ等の利用状況を常に確認しなければならない。